

「里沼」旅行商品造成支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 館林市「日本遺産」推進協議会は、館林市への近距離圏内からの旅行需要の創出と日本遺産「里沼」による地域経済の活性化を図るため、旅行事業者等による館林市の観光体験を対象とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 この要綱による支援の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行事業者等及び旅館業法（昭和23年法律138号）に定める旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う館林市内の宿泊事業者とする。

(支援要件)

第3条 この要綱による支援は、次の各号の要件をすべて満たし、館林市「日本遺産」推進協議会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行・宿泊商品（以下、「商品」という。）を対象とする。ただし、同一内容で複数の催行（設定）日があるものはまとめて1商品とする。

- (1) 申請した日の属する年度の3月31日までに催行終了する商品であること。
- (2) 当該旅行・宿泊商品の一人あたりの販売価格が5,000円（税込）以上の商品であること。
- (3) 募集に係る広告物（チラシやウェブ等）を作成する場合には、本支援金の適用を受けていることを表示すること。
- (4) 本支援金に係る1事業者あたりの申請上限は2回までとする。
- (5) 当該旅行商品・宿泊商品が催行中止になった場合は支援の対象外とする。
- (6) 次の(7)又は(8)のいずれかに該当すること。
- (7) 旅行商品（主に旅行事業者対象）

ア 募集型企画旅行商品であること。

イ 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県）を発着地とした旅行商品であること。

ウ 市内に2時間以上滞在を見込む旅行商品であること。

エ 館林市内の日本遺産「里沼」にちなんだ観光体験（有料の観光系施設への立ち寄り又は有料の観光プログラムへの参加等）を1つ以上含み、かつ、旅行参加者への食事提供を目的として、市内飲食店での食事又は仕出し弁当の提供等を含んだ、館林の魅力を体感できるツアー、その他の新規性・独創性の高い旅行商品であること。

オ 1旅行商品あたり10名以上の送客設定があること。

- (8) 宿泊商品（主に宿泊事業者対象）

ア 館林市内に所在する宿泊施設が提供する宿泊商品であること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2

条第6項第4号に規定される施設でないこと。

ウ 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県）在住者を対象とした宿泊商品であること。

エ 館林市内に宿泊し、館林市内の日本遺産「里沼」にちなんだ観光体験（有料の観光系施設への立ち寄り又は有料の観光プログラムへの参加等）又は観光をテーマとした宿泊体験のいずれかを1つ以上含んだ宿泊商品であること。

オ 1 宿泊商品あたり 10 名以上の募集設定をすること。

（支援額）

第4条 支援金の額は、支援対象商品の参加者一人あたり 2,000 円とする。また、1 商品につき 5 万円を上限とする。ただし、送客・宿泊実績があった場合に限る。

2 他の助成金制度との併用は認めない。

（交付申請）

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、催行（設定）日の 14 日前までに、次に掲げる必要書類を添えた「里沼」旅行商品造成支援事業支援金交付申請書（様式第1号）を会長に申請しなければならない。

- (1) 商品企画概要（催行日や行程、立寄地、販売価格などが確認できるもの）
- (2) 申請者の旅行業登録票の写し又は旅館業許可証の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「里沼」旅行商品造成支援事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「支援事業者」という。）が、交付決定を受けた支援対象商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに「里沼」旅行商品造成支援事業支援金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

- (1) 支援事業の内容を著しく変更する場合
- (2) 支援額の 20%以上を変更する場合

（実績報告）

第8条 支援事業者は、支援対象商品の全催行（設定）完了日から起算して 30 日以内又は申請した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる必要書類を添えた

「里沼」旅行商品造成支援事業支援金実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 販売・集客の方法が確認できる書類（チラシ・ウェブ掲載等）
- (2) 販売実績が確認できる書類（任意様式）
- (3) 観光体験への参加及び市内で食事した実績が確認できる書類（領収書等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 会長は、前条の実績報告を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、支援金額を確定し、「里沼」旅行商品造成支援事業支援額確定通知書（様式第5号）により、当該支援事業者へ通知する。

（支援金の交付及び請求）

第10条 支援事業者は、前条の規定による支援金額確定の通知を受けたときは、速やかに「里沼」旅行商品造成支援事業支援金交付請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 支援事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、支援事業者は、当該取消しに係る支援金を速やかに返還しなければならない。

- (1) 当該支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他会長が不正と認めたとき。

（帳簿の保管）

第12条 支援事業者は、対象経費に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入、支出等についての証拠書類を保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（事業の終了）

第13条 支援金の交付額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（補足）

第14条 予算の都合上、支援対象期間中にかかわらず、支援金額が予定の額に達した場合は、支援金の交付を終了することがある。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、館林市「日本遺産」推進協議会観光産業部会（つつ

じのまち観光課）が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和５年６月１５日から施行する。
- 3 この要綱は、令和６年９月１日から施行する。
- 4 この要綱は、令和７年７月１日から施行する。